

自然災害・不可抗力・経済性

中 村 貢*



最近ある山間の高速道路を見学する機会があった。

案内の人がある高みを指さして言うには、『あそこに横たわっている岩が、豪雨などで地盤が弛み、道路上に落ちてきて惨事をひきおこした場合には、われわれは責任を問われるでしょうね』個人間の場合であっ

たら、不可抗力の自然災害とみなされ、管理責任などまったく問題にならないケースでも、ひとたび当事者の一方が国とか公団になると、不可抗力といっでは済まされなくなる。しかもいまの法律では、事前にこのような潜在的危険を排除することは補償問題等の処理を含めて大変なことのようである。

数年前、飛騨川でおこったバス転落事故に対する地裁の判決は、道路管理者にとってかなりショッキングだったようである。この事故の原因を、予測も制御も不可能な自然力によるものとみれば、その事故は何人の責任も問えない自然災害ということになり、反対にこの種の危険を十分予想して、未然に通行遮断という手を打たなかった道路管理者の不手際にあるとみれば人災ということになる。おそらく、大方の道路関係者の常識からいえば、この事故は現在の科学の力ではとても予測できない局地的集中豪雨による山崩れが原因でおこったものであり、したがって不可抗力的な自然災害ということになる。裁判の判決は、むしろ問題の状況下で少なくとも道路管理者は豪雨による山崩れの危険は十分予想できたはずであり、ある時点で通行禁止——問題の道路が一時的に欠陥道路になったとみなして——という措置をとらなかったのは、道路管理者側の重大な過失であるとして、人災と認定した。

考えてみると、例えば豪雨という特殊な自然条件のもとでおこる災害というのは、大方の場合、人為と自然条件の間の相互作用、ないし同時的生起の結果おこるものと言えよう。いまのバス転落事故の例で言えば道路、土砂崩れ防止壁のような施設や、それら施設の

管理のあり方は人為であり、集中豪雨や崩れ易い地質地形というのは自然条件である。

自然条件がそんなに悪くなかったら人為の点でかなり劣質な施設、管理方式であったとしても、災害はおこらな

かったであろう。あるいは、たまたま相当悪い自然条件が現われたとしても、十分行き届いた施設のもとで適切な管理がなされていたならば、やはりその災害は防ぎ得たであろう。

問題になる自然条件の悪さ、施設の完全さ、施設管理の適切さ、さらにバス会社側にも期待される危険回避のための運航休止という注意義務の履行度の点なども含めて、それらはいずれも程度問題であって、その良不良・適不適等を判別する客観的境界線というものは存在しないはずである。肝心な点は、最大限どの程度悪い自然条件を想定したうえで、その悪条件のもとでも大丈夫な、十分行き届いた設備をつくり、適切な管理を行っていったらよいか、どんな条件のもとでも100パーセント安全などというのは、原理的にあり得ないことだろうし、また安全でありさえすれば、便宜コストのほうはどうでもよい、ということでもなかろう。この点は、当然純客観的な技術判断の問題を超えた一つの社会的要請であり、価値判断ないし政策決定の問題と考えざるを得ない。

この種の事故責任論に共通してみられる一番の問題点は、公共的施設に関する管理当局の責任範囲が最近大きく変わり、拡大してきている点であろう。しかも現在なおその責任範囲や免責基準は十分確立され、ルール化されるに至っていない。

このようなルールづくりは、もちろん直接には技術屋の課題ではないであろう。しかし戦後の文化水準の急上昇を背景として生まれつつある、新たな価値観や社会通念に対応してどんな難問題がおこっているか、どういう場所にどういう新ルールが必要になっているか、この点はやはり、豊富な工学的知識と現場的な経験なしにはわからないことであろう『男は黙って形あるものをつくっていく』心意気だけで、自らを慰めていては、事態の改善は遅々として進まないであろう。社会の変革過程に一時の行き過ぎやヒステリー現象はつきものである。

泣く子と地頭（人民？）には勝てぬと観念して、やむない後退ばかり繰り返しているのは、どんなものだろうか。

* 東京大学教授 経済学部経済学科（計量経済学）

（1976.4.19・受付）